

テールゲートリフター操作業務にかかる特別教育（学科） 開催のご案内

近年荷物の積み下ろしに関し、荷台後部に昇降装置＝テールゲートリフター（以下「TGL」）を取り付けた貨物自動車などが急速に普及していますが、これに伴う労働災害も増加しており、以下のような問題点が指摘されています。

- TGL の関連する死傷災害は令和2年に330件発生。このうち4割以上が休業見込日数60日以上となっており、フォークリフトに起因する災害の休業日数割合4割弱を上回っている。また、死亡災害も毎年複数件発生。
- TGL に起因する災害の6割が不適切な取り扱いによるもの。その多くは、TGL に荷と作業員と一緒に乗って昇降している際に、荷の移動や転倒に伴い発生。
- TGL の構造や特性に起因するリスクに係る知識が不十分。

これに伴い令和5年3月28日に労働安全衛生規則が一部改正され、TGL の操作の業務（荷役作業を伴うものに限る）に就かせる労働者に対し、特別教育の実施が事業者に義務化（安衛則第36条第5号及び特別教育規程第7条の4関係）されました。（令和6年2月1日施行）

当協会としましては、行政のご指導の下、下記の日程で「特別教育（学科）」を開催することと致しました。この機会に是非受講されますようご案内申し上げます。
なお、実技講習については所属事業場にてお願いします。

記

1. 日時・場所

- ◆ 令和6年7月17日（水）午後1時～午後5時15分
『伊勢電気引込工事センター』
伊勢市御園町高向 863-1 Tel.0596 - 24 - 5661

2. 定員 60名（定員になり次第締切り、受講者が5名以下の場合講習会を中止します）

3. 受講料 会員：8,800円（受講料8,000円 10%対象・消費税800円） 非会員：11,800円（受講料10,728円 10%対象・消費税1,072円） ※テキスト含む

4. 受講申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、受講料を添えて下記にお申し込み下さい。[Faxも可]

〒516-0037 伊勢市岩渕1-7-17 伊勢商工会議所2F
松阪労働基準協会（Tel：0598-26-6022 Fax:0598-23-7712

- (1) 受講費用は、申込締切日までに下記に振込頂くか直接ご入金願います。
 (振込みの場合の手数料は、申込者ご負担でお願いします)
 尚、振込金受取書にて領収証に代えさせていただきます。

振込先	百五銀行 松阪支店 (普通) 40910
	口座名義 松阪労働基準協会

※適格請求書が必要な場合は申込書にチェックを入れて下さい。
申込のアドレスに送信します。

- (2) 受講票は、受講費用のご入金確認後、FAXにて返信させていただきます。
 ※複数の場合は該当者に応じて返信させていただきます。
 ※締切日以降の取り消し、欠席の場合は受講料をお返し致しません。

5. 講習科目及び時間

- | | |
|-------------------------|--------|
| ① テールゲートリフターに関する知識 | 1.5 時間 |
| ② テールゲートリフターによる作業に関する知識 | 2.0 時間 |
| ③ 関係法令 | 0.5 時間 |

※実技講習については所属事業場にてお願いします。

6. 締切日 令和6年6月10日(月)

※締切日前でも定員になり次第締切らせていただきますので、ご了承下さい。

7. 修了証の交付 所定の全科目修了者に、「学科教育受講証明書」を交付します。

